

保育施設整備に係る不適正事案への対応状況について

1 株式会社コスモズについて

同社から市への報告及び市の対応の経過

令和5年10月16日	令和5年9月27日に市から同社に対して提出を求めていた訂正部分が反映された「報告書」が提出された。
同月20日	「報告書」の訂正が繰り返されたことも含めた説明を受けるため、市から確認を行ったが、同社の説明において引責辞任した前代表が報告書の訂正に関わっていると推察されるなど、市としては株式会社コスモズとしてガバナンスが回復されているとは判断できなかったため、「報告書」の提出に係る社内協議記録等の提出を求めた。
同月27日	同社から「報告書」の提出に係る社内協議記録等として、資料がメール送付された。
同年11月1日	10月27日に送付された資料では、同社の取締役会等において「報告書」を協議し決定されたという事実が確認できなかったため、市から同社に対して決定に関する見解について、同年11月10日までに文書で提出するよう要請した。
同月9日	同社から、11月1日付けの市からの要請に対する返答について提出期限である11月10日に間に合わない旨の連絡があり、市として遺憾であると伝え、11月15日までに提出するよう改めて要請した。
同月15日	市に対し「ご報告」がメール送付された。「ご報告」において同社は報告書作成及び提出に際して「取締役会議に、事前もしくは事後に一切断りもないまま決定したということはないと認識している。」という趣旨の記載があったが、その事実を証する資料の提出等はなされなかった。また、「ご報告」の提出に関する取締役会議等の記録の提出は別途とされた。

2 保育課再調査について

別途対応中の株式会社コスモズを除く、運営事業者7事業者に対して、順次対応しており、6事業者について、現地訪問等による確認作業が終了し、返金手続に着手済み。

対応状況

事業者数	7事業者
確認作業完了	6事業者
返金発生	5事業者
返金総額	20,987,000円